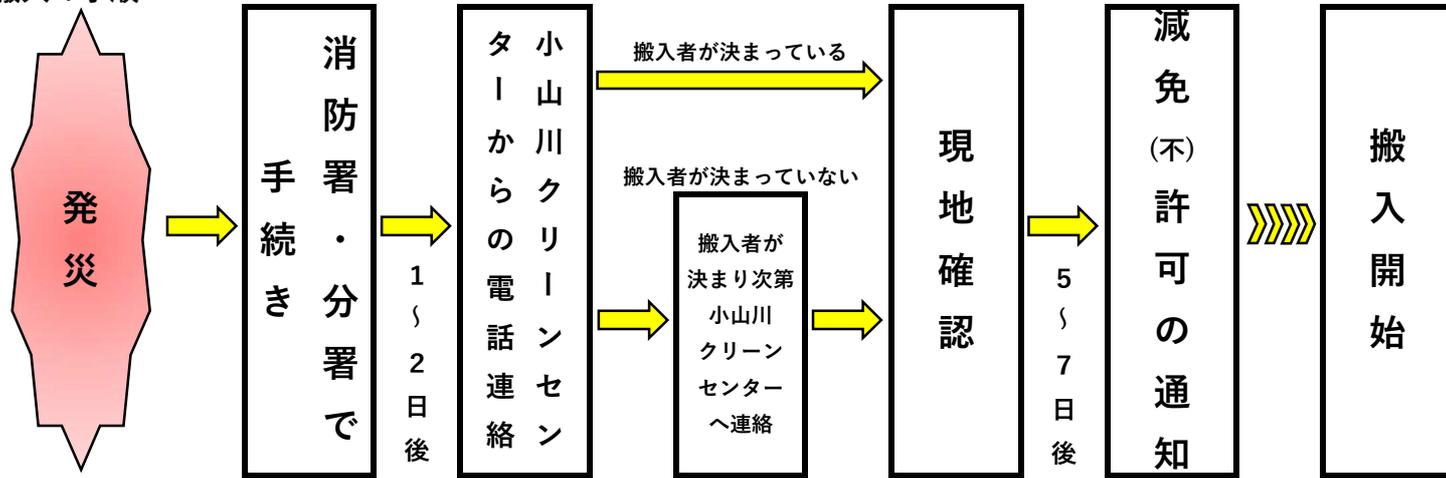


# 火災ごみの無料（手数料減免）搬入を希望される方へ

火災によって発生した廃棄物『り災廃棄物』を小山川クリーンセンターに搬入する場合には、所定の手続きをすることで搬入にかかる手数料が無料（減免）となります。無料で搬入を希望される方は、発災後すぐにり災廃棄物を搬入することはせず、必ず以下の手順通りに搬入を行ってください。また、ご不明な点があれば必ず小山川クリーンセンターへお問い合わせください。

※児玉郡市広域市町村圏組合手数料徴収条例第4条

## 搬入の手順



※日数の目安は小山川クリーンセンターの営業日を数えます

### 1 消防署・分署での手続き

『り災廃棄物搬入連絡票』に記入し、管轄する消防署・分署に提出してください。その時に『り災証明書』を発行してもらってください。

り災証明書は無料（減免）申請に必要となります（既に取得済みの場合は、コピーを申請に使用することも可能です）。

### 2 電話連絡（1の手続きから小山川クリーンセンター営業日1～2日後）

【火災状況】【り災廃棄物の搬入者（り災者本人、業者等）】【現地確認の日程】の確認のため、小山川クリーンセンターから電話をします。搬入者が決定していない場合には、決定し次第、小山川クリーンセンターへ連絡をお願いします。その後、現地確認の日程調整に進みます。

### 3 現地確認（2の電話連絡での日程調整後）

り災場所の現地確認が必要となります。搬入者がり災者本人でない（業者等が搬入する）場合には、搬入者にも立ち会っていただきます。当日は、り災証明書（コピーも可）と印鑑のご準備をお願いします（『使用手数料減免申請書』を記入していただきます）。

### 4 使用手数料減免許可（不許可）の通知（3の現地確認から小山川クリーンセンター営業日5～7日後）

無料（減免）となる要件に満たした場合には、『使用手数料減免許可通知書』を郵送します。

不許可となった場合には、『使用手数料減免不許可決定通知書』を郵送します。

### 5 搬入開始（4で郵送される使用手数料減免許可通知書到着後）

使用手数料減免許可通知書を持参して、搬入を行ってください。

可燃物と不燃物が明確に分別されていない場合には、受け入れできません。

搬入期間（無料有効期間）は2ヶ月間となります。状況によって延長申請ができますので、必要に応じてご相談ください。

### ○主な搬入不可のり災廃棄物

瓦、コンクリート類、木製以外の外壁、タイル、レンガ、石膏ボード、グラスウール、灰、陶器類、木製・プラスチック製以外の浴槽、肉厚な金属類、爆発・火災の危険性があるもの、薬品類、車のタイヤ、その他クリーンセンターで処理できないもの。

※材木等は、長さ1m以下、太さ25cm以下でないとい搬入できません。

### ○小山川クリーンセンター受入日・時間

月曜日から金曜日（祝日を含む） 年末年始を除く 午前8時40分から12時00分、午後1時00分から4時30分まで